

消防の動き



2024
6
No.638

特報

- 「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討報告書」の概要



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討報告書」の概要 4

令和6年6月号 No.638

巻頭言 「情熱レッド」を身にまとい、災害に強く安全・安心なまちづくりを目指す
(岡山市消防局長 上田 匡)

Report

令和5年中の救急出動件数等（速報値） 11

Topics

2024年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表 13

令和6年度消防研究センター等の一般公開（開催報告） 14

日本・カンボジア国際消防防災フォーラムの開催 17

令和5年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）の開催 21

令和6年春の消防関係叙勲及び褒章伝達式 22

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数（令和6年4月1日現在） 24

先進事例紹介

八代市消防団女性団員の活躍 —全国女性消防操法大会2連覇に寄せて— 27

消防通信～望楼

恵那市消防本部（岐阜県）／津市消防本部（三重県）
岸和田市消防本部（大阪府）／松山市消防局（愛媛県） 30

消防大学校だより

緊急消防援助隊教育科指揮隊長コースにおける教育訓練 31

令和6年度 講師派遣について 32

報道発表

最近の報道発表（令和6年4月21日～令和6年5月20日） 33

通知等

最近の通知（令和6年4月21日～令和6年5月20日） 34

広報テーマ（6月・7月） 34

お知らせ

地震に対する日常の備え 35

6月2日～8日は「危険物安全週間」 36

熱中症の予防についてのお知らせ 37



■ 表紙
本号掲載記事より

「情熱レッド」を身にまとい、 災害に強く安全・安心な まちづくりを目指す

岡山市消防局長 上田 匡



はじめに、本年元日に発生した令和6年能登半島地震によって、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

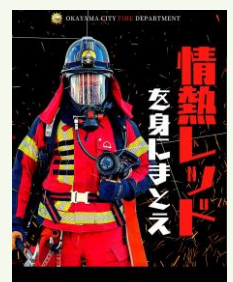
さて、岡山市は県南部に位置し、温暖な瀬戸内海特有の風土により、年間を通じて雨や雪が少なく、日照時間が長いことから、「晴れの国おかやま」と呼ばれています。

また近年、現在の岡山中心市街地の原型となる「城下町」の基盤を作った、戦国武将の宇喜多直家と、その子で、最年少の豊臣五大老である初代岡山城主の宇喜多秀家が、岡山発展の礎を築いた親子として再評価される機運が高まっています。その中で、令和の大改修により、「烏城(うじょう)」の別名を象徴する漆黒の外壁に深みを取り戻した「岡山城」は、令和4年11月にリニューアルオープンし、日本三名園の一つ「後楽園」とともに、岡山市と県のシンボルとして、国内外からの観光客で賑わっています。

こうした歴史と文化のまち岡山市を守る当局は、現在、令和7年度の運用開始に向け、消防職団員の水災害対応力の強化と、救助隊員の潜水技術向上を図るための各種プールを備えた「水難救助訓練施設」と、市民に風水害の怖さを模擬体験していただく「風水害体験施設」の整備を合わせて進めています。また、令和8年度の岡山市役所本庁舎の新築移転に伴い、同庁舎に消防局本部と消防指令センターを移転整備する予定であり、新指令システムでは積極的にICTを取り入れるとともに、映像情報共有ツール等を導入して現場指揮や救急支援等への効果的活用を図り、安全・確実・迅速な消防活動を目指すこととしています。市役所本庁舎に危機管理室をはじめとする、市の防災関係部局が集約されることにより、災害発生時の情報共有・指揮命令機能の更なる強化が図られるとともに、地域の防災意識向上や災害への備えを促進し、市民の安全・安心を守るための総合的な防災拠点施設となることが期待されます。

実災害への対応としましては、各署への指揮隊の配置により、災害現場の指揮体制の確立と安全管理体制の強化を推進するとともに、大規模自然災害発生時において、消防職団員が一体的な活動を図るための活動基準確立と各種実践的訓練の実施など、常備と非常備消防の連携強化にも取り組んでまいります。また、年々増加する救急需要に対応するため、救急隊の増隊やマイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化、円滑化に向けた実証事業への参加も進めているところです。火災予防面では、VRによる火災疑似体験や市民に向けて作成した冊子「住宅火災における最適な避難のガイドライン」による、防火普及啓発を一層進めていきます。

結びに、当局は消防のテーマカラーであるとともに、情熱をイメージする「赤」を全面的に取り入れた防火衣を採用しており、消防職員採用ポスターにはキャッチコピーとして「情熱レッドを身にまといえ」を掲げています。今後も職員一同、何事にも一歩踏み出す勇気と情熱を携えて、災害に強く安全・安心なまちづくりを目指してまいります。



「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討報告書」の概要

危険物保安室

はじめに

気候変動問題への対応として、我が国では、2050年までのカーボンニュートラル及び2030年度における温室効果ガス46%排出削減の実現に向け、再生可能エネルギーの最大限導入のための規制の見直しや蓄電池の導入拡大などの投資を進めるとされています。

これを受けて各業界などから、リチウムイオン蓄電池に関する消防法令上の規制の見直しについて要望が寄せられているところです。

これらを踏まえ、リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策について、令和5年2月「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」を開催し調査検討を行ってきました。

海外の基準を基にした実験を行うなどし、議論を重ねた結果、リチウムイオン蓄電池に関する火災予防上の安全対策について新しい方向性を見いだすことができると考えられました。

消防庁では、さまざまな課題に対応するため、火災予防上の安全確保を前提とした技術基準等について、令和6年3月「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」を開催しましたので、検討報告書の概要について紹介します。

1 検討の背景

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットイングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。」とされました。

また、「一般取扱所におけるリチウムイオン電池の消火設備について、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするため必要な措置を講ずる。」とされました。

これらを踏まえ、消防庁において、「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、

工場等におけるリチウムイオン蓄電池に関する危険物規制等について、検討したものです。

2 リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制

リチウムイオン蓄電池に使用されている電解液は、一般的に、消防法令上の危険物（第4類第2石油類等）に該当し、一定量以上を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物規制が適用されます。

電気自動車（EV）の組立工場等においてリチウムイオン蓄電池を製品に組み込む作業は、一般的に消防法令上の危険物の取扱いに該当し、一定数量以上のリチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等については、危険物施設（一般取扱所）としての技術上の基準に適合する必要があります。

例えば、従来ガソリン車の製造等を行っていた組立工場等の既存施設を電気自動車（EV）の組立工場等として使用するためには、工場等の全体に新たに泡消火設備を設置するなど、当該既存施設を技術上の基準に適合させるための大幅な改修工事等が必要となることを踏まえ、検討会では、安全の確保を前提に、既存施設の活用についても想定し、安全対策の検討を行いました。

(1) リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等の基準

自動車工場等の実態を踏まえ、リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等については、従来の危険物規制による基準をそのまま適用するのではなく、火災危険性に応じ、次の①から④に掲げる部分に分類し、部分ごとの危険性に応じた基準を定めることが適当であるとされました。

- ① リチウムイオン蓄電池や当該蓄電池を用いた製品の組み立て作業を行う部分
- ② リチウムイオン蓄電池の充電・放電作業を行う部分
- ③ リチウムイオン蓄電池の製造作業を行う部分
- ④ リチウムイオン蓄電池を貯蔵する倉庫の用に供する部分

なお、①から④の部分ごとの危険性に応じた安全対策を講じる場合は、建築物の他の部分へ危険が及ぶリスクは低減されることから、①から④の部分それぞれ一の危険物施設として建築物の一部に設けることができるものとすることが適当であるとされました。また、リチウ

ムイオン蓄電池を貯蔵し、又は取り扱わない部分については、危険物施設の部分に係る危険物規制が適用されないものとするのが適当であるとされました。

ただし、特例基準において、①、②及び④において貯蔵し、又は取り扱うリチウムイオン蓄電池は、電気用品の安全性に関する技術基準又は道路運送車両の保安基準に適合するなど、一定の出火防止対策等が講じられたものを前提とすることが適当であるとされました。

① リチウムイオン蓄電池や当該蓄電池を用いた製品の組み立て作業を行う部分

リチウムイオン蓄電池は、火災の炎等により過熱され、延焼が拡大すると、消火が困難となる危険性があります。

また、リチウムイオン蓄電池は、充電率が高くなるほど過熱時に延焼が拡大しやすく、延焼拡大時の消火の困難性が高くなることから、リチウムイオン蓄電池の充電率に応じて、延焼を拡大させないための対策を講じる必要があります。

欧米の基準では、充電率が60%を超える場合は、特に延焼拡大時の消火の困難性が高くなることに対応して、より高いレベルの安全対策を求めています。

このことを踏まえ、特例を適用する工場等において取り扱うことができるリチウムイオン蓄電池は、その充電率が60%以下のものに制限することが適当であるとされました。

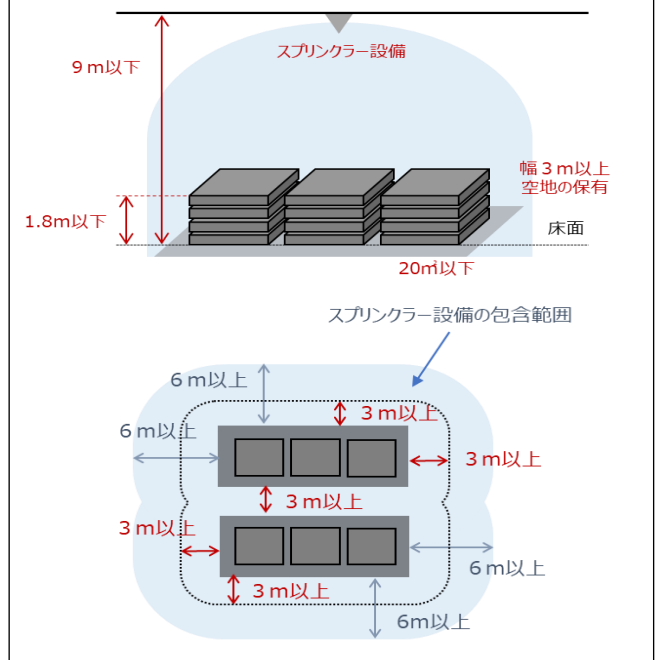
ただし、リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等においては、附随する業務として、品質検査等のため、リチウムイオン蓄電池の充電・放電作業を行う部分を設ける場合が想定されます。

このような場合、当該部分においては、②の例により安全対策を講じることを条件として、充電率が60%を超えるリチウムイオン蓄電池を取り扱ってよいものとするのが適当であるとされました。

リチウムイオン蓄電池の取扱いに伴い、リチウムイオン蓄電池を一時的に集積する場合は、火災の炎等により過熱され、延焼が拡大して消火が困難となることが生じないよう、延焼拡大を防止するための措置を講じる必要があります。

このため、欧米の基準も踏まえ、一定量以上のリチウムイオン蓄電池を集積する場合は、リチウムイオン蓄電池の延焼の拡大を抑制することが可能な性能を有するスプリンクラー設備を設置することが適当であるとされました。

<リチウムイオン蓄電池の集積場所に係るスプリンクラー設備の設置方法の例>



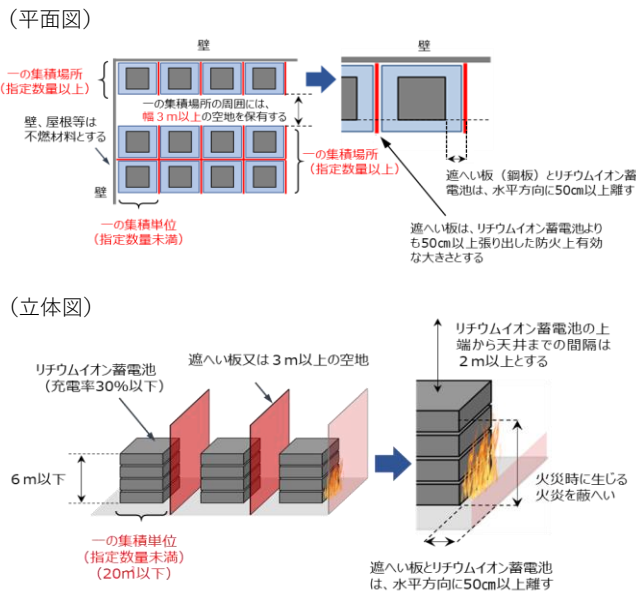
リチウムイオン蓄電池は、充電率が高くなるほど過熱時の延焼拡大の危険性及び延焼拡大時の消火の困難性が高くなります。一方で、充電率が30%以下まで低減されると、延焼拡大危険や消火困難性が相当程度低くなり、国際航空運送協会（International Air Transport Association）が定める航空危険物規則（IATA Dangerous Goods Regulations）では、「リチウムイオン単電池及び組電池は、定格容量の30%以下の充電率で輸送に供さなければならない。」とされています。

このことも踏まえ、リチウムイオン蓄電池の充電率が30%以下であるときは、リチウムイオン蓄電池の延焼防止のための措置として、リチウムイオン蓄電池を一定の集積量、面積及び集積高さに制限した集積単位に分け、周囲に一定の耐火性能を有する遮へい板又は一定の空地を設ける場合には、スプリンクラー設備に代えて建物火災時の初期消火のための屋内消火栓設備を設置してよいものとするのが適当であるとされました。

なお、遮へい板は、過熱されたリチウムイオン蓄電池から噴出する炎を遮り、別のリチウムイオン蓄電池の集積単位への延焼拡大を防止することができるよう、防火上有効な大きさを有するものとし、床に堅固に固定するか、容易に転倒及び移動しない措置を講じるのが適当であるとされました。

また、遮へい板は、別のリチウムイオン蓄電池の集積単位へ延焼拡大することがないように、リチウムイオン蓄電池から水平方向に一定の間隔をとった位置に設置することが適当であるとされました。

<リチウムイオン蓄電池（充電率30%以下）の集積場所に係る遮へい板の設置方法の例>



② リチウムイオン蓄電池の充電・放電作業を行う部分

リチウムイオン蓄電池の充電作業を行う部分では、一部のリチウムイオン蓄電池が一時的に高い充電率になることが想定され、過熱時の延焼拡大危険及び消火困難性が高くなります。

このため、欧米の基準も踏まえ、リチウムイオン蓄電池の充電・放電作業を行う設備をキュービクル式（鋼製の箱で覆われたもの）のものとするとともに、リチウムイオン蓄電池の延焼の拡大を抑制することが可能な性能を有するスプリンクラー設備を設置することが適当であるとされました。

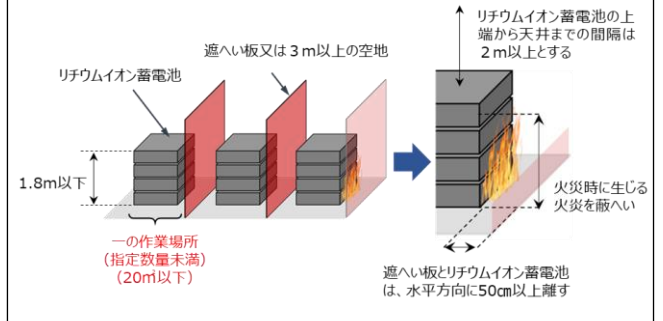
リチウムイオン蓄電を取り扱う国内外の工場等においては、高い充電率のリチウムイオン蓄電池が過熱された場合の延焼拡大を抑制するため、建築物で火災が発生した場合やリチウムイオン蓄電池の温度が異常な値になった場合に当該リチウムイオン蓄電池を水没させる方法や、耐火性能を有する材料で造られた箱の中に収納して密閉する方法など様々な安全対策が導入されています。

このような実態を踏まえ、高い充電率のリチウムイオン蓄電池が過熱された場合の延焼拡大を抑制するための対策として、建築物で火災が発生した場合やリチウムイオン蓄電池の温度が異常な値になった場合に当該リチウムイオン蓄電池を水没させ、又は耐火性能を有する材料で造られた箱の中に収納して密閉する措置を講じる場合は、スプリンクラー設備に代えて建物火災時の初期消火のための屋内消火栓設備を設置すればよいものとすることが適当であるとされました。

この場合は、延焼拡大のリスクを低減するため、一の

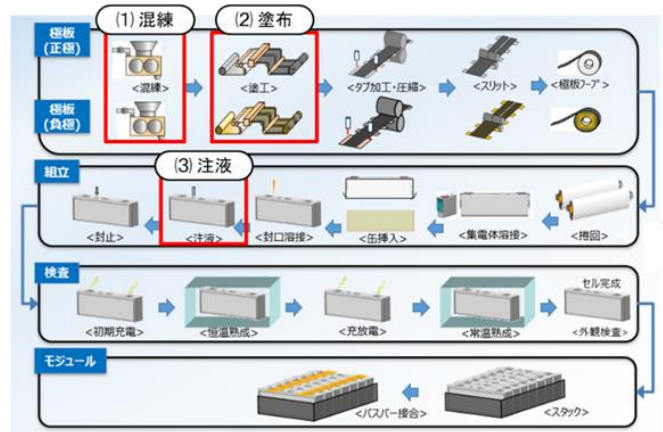
作業場所におけるリチウムイオン蓄電池の取扱量、面積及び高さを制限し、周囲に耐火性能を有する遮へい板又は一定の空地を設けることが適当であるとされました。

<リチウムイオン蓄電池の充電・放電の作業場所の例>



③ リチウムイオン蓄電池の製造作業を行う部分

リチウムイオン蓄電池の製造作業（危険物を電極の材料と混練する作業、危険物を含む材料を塗布する作業、危険物を蓄電池に封入する作業等）においては、危険物は、リチウムイオン蓄電池に内蔵された状態のみならず、流出危険等が存する状態で取り扱われます。



リチウムイオン蓄電池の製造工程における主な危険物の取扱い

このため、危険物の流出、危険物への引火、延焼拡大を防止するための対策を講じる必要があります。具体的には、以下の対策を講じるのが適当であるとされました。

- ア 危険物を取り扱う設備の周囲に空地を設けること。
- イ 液体の危険物を取り扱う設備の周囲に囲い等を設けること。
- ウ 危険物を取り扱う設備は、当該設備の内部で発生した可燃性の蒸気等が当該設備の外部に拡散しない構造等とすること。
- エ 危険物を取り扱う設備及びその周囲に第3種消火設備（泡消火設備）を設けること。また、その他の部分に大型消火器及び消火器を設けること。

④ リチウムイオン蓄電池を貯蔵する倉庫の用に供する部分

現行基準では、リチウムイオン蓄電池の数量が一定量以上となる場合、大規模なスプリンクラー設備を設ける場合を除き、貯蔵倉庫（屋内貯蔵所）は独立した専用の建築物とすることとされていますが、貯蔵するリチウムイオン蓄電池の充電率が60%以下であり、かつ、安全対策を講じる場合には、建築物の一部にリチウムイオン蓄電池に係る貯蔵倉庫（屋内貯蔵所）（以下「特例倉庫」という。）を設けることができるものとするのが適当であるとされました。

また、この場合は、危険物に起因する火災危険性は低減されると考えられるため、建築物の床面積や軒高の制限、平屋建てとすることを求める基準は、適用しないものとするのが適当であるとされました。

ただし、この場合、建築物のリチウムイオン蓄電池に係る特例倉庫の部分には、他の危険物を貯蔵しないものとするのが適当であるとされました（当該建築物の別の部分に、危政令第10条第3項の規定に基づく屋内貯蔵所を別途設けることを妨げるものではありません。）。

(2) リチウムイオン蓄電池の貯蔵・運搬の基準

現行基準では、液体の危険物は、タンクにより貯蔵する場合を除き、専用の容器に収納して貯蔵し、又は運搬することが求められますが、次のいずれかの安全対策を講じることとした場合は、危険性は十分に低減されると考えられることから、容器に収納して貯蔵し、又は運搬する必要はないものとするのが適当であるとされました。

- ① 国際規格等に適合するリチウムイオン蓄電池を水が浸透する素材（段ボール等）に入れて貯蔵し、又は運搬する場合
- ② 国際規格等に適合するリチウムイオン蓄電池設備であって、キュービクル式（鋼製の箱で覆われたもの）のものを貯蔵し、又は運搬する場合
- ③ 充電率が60%以下のリチウムイオン蓄電池を延焼拡大を防止するための措置が講じられた場所で貯蔵する場合
- ④ リチウムイオン蓄電池を、一定の耐火性能を有する材料※2で造られ、かつ、貯蔵時等に加わる衝撃等に対して十分な強度を有する箱に入れて貯蔵する場合※1
- ⑤ 試験、研究のために用いられる少量のリチウムイオン蓄電池を安全に貯蔵する場合

<箱に要求される強度等>※1

箱に要求される強度等は、以下のことが考えられる。

- 1 炎又は熱が容易に伝搬するような隙間を有さないものであること。
- 2 最大重量の物品を収納して最大積載高さ（最大6m）に同種の箱を重ねて積載した場合において、次を満たすこと。
 - (1) 当該箱の上部にかかる荷重によって生じる当該箱の垂直方向の応力が許容応力を超えないものであること。
 - (2) 15度に傾けた場合に、転倒しないものであること。
- 3 運搬時に加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。
- 4 機械により荷役するものにあつては、当該荷役により加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。
- 5 リチウムイオン蓄電池を収納している旨、収納する物品の最大重量及び最大積載高さを表示すること。

<箱に係る耐火試験の方法> ※2

「リチウムイオン蓄電池の貯蔵等に係る試験結果について」等を踏まえ、以下の方法が考えられる。

(1) 試験方法

イ 第一試験は、次により行う。

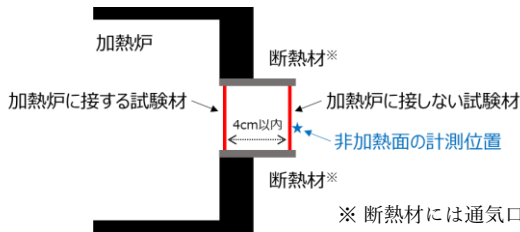
- (イ) 加熱炉に1枚の試験材を設置する。
- (ロ) 加熱炉により、(イ)の試験材の片面を加熱し、非加熱面での火炎、亀裂その他の損傷の有無を確認する。
- (ハ) 試験材の一辺の長さは30cm以上とする。

(ニ) 加熱は、炉内の温度の時間経過が次式で表される数値となるようにする。

$$T = 345 \log_{10} (8t + 1) + 20 \quad (T \text{ は平均炉内温度 } (^\circ\text{C})、t \text{ は試験の経過時間 (分)})$$

ロ 第二試験は、次により行う。

- (イ) 加熱炉に2枚の試験材を下図のように設置する。
- (ロ) 試験材の間隔は4cm※以内とする。
 ※ 試験材の間隔は、箱と箱が最も接近するときの間隔が約6cmであることを想定し、安全率(≒1.5)を考慮して設定。
 $(6\text{cm} \div 1.5 = 4\text{cm})$
- (ハ) 加熱炉により、一の試験材の片面を加熱し、加熱炉に接しない試験材における非加熱面(下図に示す計測位置)の温度を計測する。
- (ニ) 試験材の一辺の長さはイ(ハ)の例による。
- (ホ) 加熱は、イ(ニ)の例による。



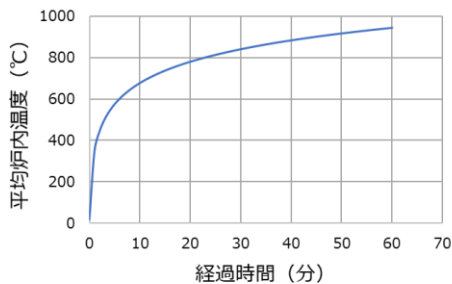
(2) 合格基準

次のイ及びロを満足する場合に、この試験に合格するものと判定する。

イ 第1試験において、試験開始から60分間、非加熱面が次の(イ)から(ハ)を満たすこと。

- (イ) 非加熱面へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。
- (ロ) 非加熱面へ10秒を超えて継続する発炎がないこと。
- (ハ) 火炎が通る亀裂その他の損傷を生じないこと。

ロ 第2試験において、試験開始から60分後における(1)ロ(ハ)の温度が80°Cを超えないこと。



加熱曲線



試験設備の全景

(3) リチウムイオン蓄電池に係るその他の運用

「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成23年12月27日付け消防令第303号。以下「303号通知」という。）においては、電解液量の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池を箱に収納して貯蔵する場合の取扱いとして、次のように示しています。

<303号通知抜粋>

- 3 電解液量の総量が指定数量未満の蓄電池を箱に収納して貯蔵する場合の取扱いについて
- (1) 箱に電解液量の総量が指定数量未満の蓄電池を収納し、当該箱を複数置く場合にあっては、箱ごとの指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所として取り扱うものであること。
 - (2) (1)の要件を満たす場合は、箱ごとの離隔距離は不要であること。
 - (3) 箱には火災予防条例（例）第31条の2第2項第1号の規定による標識及び掲示板の設置に加え、蓄電池を収納している旨を表示すること（例えば、品名に「リチウムイオン蓄電池」等と付記すること。）。

303号通知は、電気用品の安全性に関する技術基準等に適合するリチウムイオン蓄電池にのみ適用することとされていますが、リチウムイオン蓄電池が電気用品の安全性に関する技術基準等に適合することが確認できない場合であっても、著しい腐食や損傷等が認められるものが相当量混入するような場合を除き、防火設備に係る性能試験の方法の例により、火災時に想定される温度で片面を60分以上加熱することにより行うとともに、加熱開始から60分間、非加熱面における火炎の噴出や発炎、亀裂等の損傷が生じないこと及び非加熱面の温度が一定以上上昇しないことが確認された材料で造られた箱に収納する場合は、リチウムイオン蓄電池が延焼拡大する危険性は低減されると考えられるため、303号通知と同様の運用を認めてよいものとするのが適当であるとされました。

3 リチウムイオン蓄電池に係る消火設備の基準

現行基準では、一定数以上のリチウムイオン蓄電池を非常電源として置く施設には、スプリンクラー設備の設置は認められず、泡消火設備等を設置する必要がありますが、欧米の基準を踏まえ、一定の出火防止対策等が講じられたリチウムイオン蓄電池のみを取り扱う施設については、泡消火設備等に代えて、次の(1)及び(2)の消火設備を設置することができるものとするのが適当であるとされました。

- (1) リチウムイオン蓄電池の延焼の拡大を抑制することが可能な性能を有するスプリンクラー設備
- (2) 第4種消火設備（大型消火器）及び第5種消火設備（消火器）

4 今後の課題

今後の課題として、以下の事項が挙げられました。

- (1) リチウムイオン蓄電池その他のエネルギー関連技術については、研究開発等により、従来の危険物規制において想定していなかった形態のものが出現するものと考えられるところ、このような場合において、従来のガソリン等を想定した基準をそのまま適用していくことは適切ではなく、科学的なデータ等に基づき、柔軟に、当該技術に係る保安上のリスクを適切に評価し、その結果を踏まえて、安全を確保していくための危険物規制のあり方を議論していく必要があること。また、その際は、消防本部における危険物規制の体制等を踏まえ、審査・検査等の業務を支援する仕組みについても考慮することが望まれること。
- (2) リチウムイオン蓄電池に係る流通量の拡大に伴い、個々のリチウムイオン蓄電池に用いられる危険物の量を確認することに大きな時間的コストが生じることが考えられることから、リチウムイオン蓄電池の総重量や総電力量等から当該リチウムイオン蓄電池に用いられる危険物の量を評価（危険物の量が指定数量以上となるか否かを判断）するための方法について、引き続き、関係業界等と連携し、検討していくことが望まれること。
- (3) 廃棄されるリチウムイオン蓄電池は、廃棄処理の過程で電池ケースに穴をあけ水没させる等の処理が行われることで、危険物の濃度や電気エネルギーが低下するなど、処理前のリチウムイオン蓄電池と比べ危険性が低減した状態で取り扱われることも考えられることから、これらの処理方法や処理後のリチウムイオン蓄電池の危険性について継続した調査研究を行っていくことが望まれること。

おわりに

本報告書を取りまとめるに当たり、本検討会にご参加いただき、積極的に議論を交わしていただいた委員等の皆様に厚くお礼申し上げます。

消防庁では、今後も、安全性の確保を前提としたカーボンニュートラルの実現に向け、今後も検討して参ります。

本報告書は、総務省消防庁ホームページに掲載されています。

<リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会報告書>

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post137.html

問合せ先

消防庁危険物保安室
TEL：03-5253-5111

令和5年中の救急出動件数等（速報値）

救急企画室

※速報値としての公表であり、精査の結果、数値を修正する可能性があります。

※本資料のうち、令和4年以前の数値は確定値となります。

1. 救急出動件数と搬送人員の推移

令和5年中の救急自動車による救急出動件数は763万7,967件（対前年比40万8,395件増、5.6%増）、搬送人員は663万9,959人（対前年比42万2,676人増、6.8%増）で救急出動件数、搬送人員ともに増加した（図1、表2参照）。

図1 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移

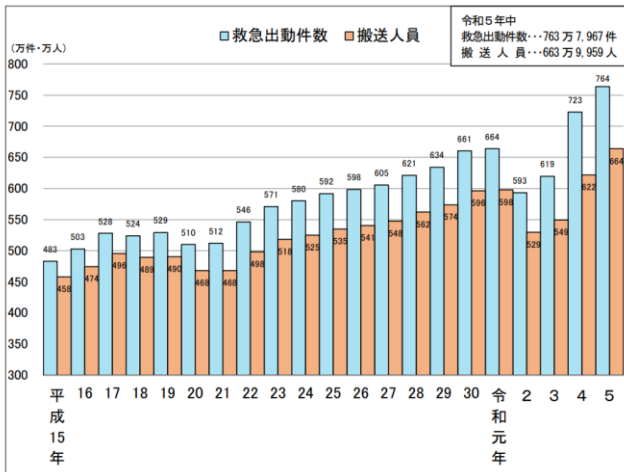


表2 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の5年ごとの推移

	救急出動件数 (件)	増減率(%)	搬送人員 (人)	増減率(%)
平成15年	4,830,813	—	4,575,325	—
20	5,097,094	5.5%	4,678,636	2.3%
25	5,909,367	15.9%	5,340,117	14.1%
30	6,605,213	11.8%	5,960,295	11.6%
令和5年	7,637,967	15.6%	6,639,959	11.4%

2. 事故種別の搬送人員

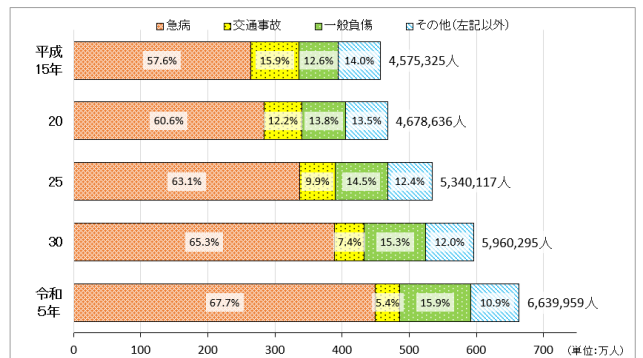
令和5年中の救急自動車による搬送人員の内訳を事故種別ごとにみると、急病が449万7,224人（67.7%）、一般負傷が105万7,654人（15.9%）、交通事故が36万505人（5.4%）などとなっており、前年と比較すると、構成比に大きな変化はないが、長期的には急病の割合は増加し、交通事故の割合は減少している（表3、図4参照）。

表3 事故種別の搬送人員対前年比

事故種別	令和5年中		令和4年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
急病	4,497,224	67.7	4,186,450	67.3	310,774	7.4
交通事故	360,505	5.4	347,372	5.6	13,133	3.8
一般負傷	1,057,654	15.9	985,958	15.9	71,696	7.3
加害	19,099	0.3	18,938	0.3	161	0.9
自損行為	42,831	0.6	40,256	0.6	2,575	6.4
労働災害	58,595	0.9	56,814	0.9	1,781	3.1
運動競技	40,697	0.6	34,890	0.6	5,807	16.6
火災	5,001	0.1	4,937	0.1	64	1.3
水難	1,849	0.0	1,879	0.0	▲30	▲1.6
自然災害	385	0.0	449	0.0	▲64	▲14.3
その他	556,119	8.4	539,340	8.7	16,779	3.1
合計	6,639,959	100	6,217,283	100	422,676	6.8

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図4 事故種別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移



※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

3. 年齢区別の搬送人員

令和5年中の救急自動車による搬送人員の内訳を年齢区別にみると、高齢者が409万2,759人（61.6%）、成人が196万8,512人（29.6%）、乳幼児が33万5,996人（5.1%）などとなっており、前年と比較すると、構成比では乳幼児と少年が増加している（表5参照）。

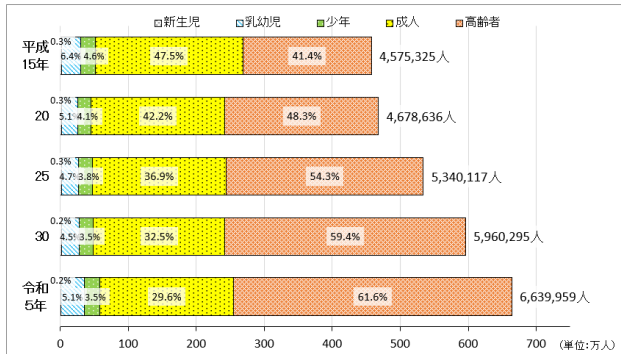
また、長期的には、これまでと同様、高齢者の割合は増加し、成人の割合は減少している（図6参照）。

表5 年齢区分別の搬送人員対前年比

年齢区分	令和5年中		令和4年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
新生児	12,274	0.2	12,419	0.2	▲145	▲1.2
乳幼児	335,996	5.1	274,140	4.4	61,856	22.6
少年	230,418	3.5	205,183	3.3	25,235	12.3
成人	1,968,512	29.6	1,862,388	30.0	106,124	5.7
高齢者	4,092,759	61.6	3,863,153	62.1	229,606	5.9
合計	6,639,959	100	6,217,283	100	422,676	6.8

※ 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図6 年齢区分別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移



1 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

2 年齢区分の定義

- 新生児：生後28日未満の者
- 乳幼児：生後28日以上満7歳未満の者
- 少年：満7歳以上満18歳未満の者
- 成人：満18歳以上満65歳未満の者
- 高齢者：満65歳以上の者

4. 傷病程度別の搬送人員

令和5年中の救急自動車による搬送人員の内訳を傷病程度別にみると、軽症（外来診療）が321万4,831人（48.4%）、中等症（入院診療）が285万1,385人（42.9%）、重症（長期入院）が47万8,740人（7.2%）などとなっており、前年と比較すると、構成比では軽症が増加している（表7参照）。

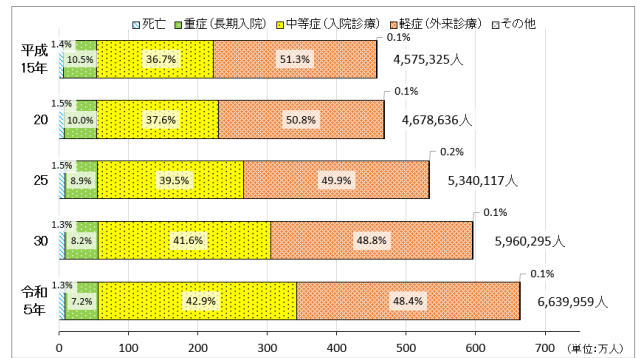
また、長期的には、これまでと同様、中等症（入院診療）の割合は増加し、軽症（外来診療）の割合は減少している（図8参照）。

表7 傷病程度別の搬送人員対前年比

傷病程度	令和5年中		令和4年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
死亡	87,429	1.3	91,364	1.5	▲3,935	▲4.3
重症(長期入院)	478,740	7.2	480,951	7.7	▲2,211	▲0.5
中等症(入院診療)	2,851,385	42.9	2,702,797	43.5	148,588	5.5
軽症(外来診療)	3,214,831	48.4	2,940,106	47.3	274,725	9.3
その他	7,574	0.1	2,065	0.0	5,509	266.8
合計	6,639,959	100	6,217,283	100	422,676	6.8

※ 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図8 傷病程度別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移



1 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

2 傷病程度の定義

- 死亡：初診時において死亡が確認されたもの
 - 重症(長期入院)：傷病程度が3週間以上の入院治療を必要とするもの
 - 中等症(入院診療)：傷病程度が重症または軽症以外のもの
 - 軽症(外来診療)：傷病程度が入院治療を必要としないもの
 - その他：医師が診断がないもの及び傷病程度が判断しないもの、もしくはその他の場所に搬送したもの
- ※ 傷病程度は入院治療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に確定での治療が必要だった者や転院による治療が必要だった者も含まれている。

5. まとめ

令和5年中の救急出動件数、搬送人員ともに対前年比で増加するとともに、集計開始以来、最多となった。

消防庁としては、このような救急需要の増大の中でも、適切に救急搬送に対応できるよう、①住民が急な病気等の際に、救急車を呼ぶべきか相談できる救急安心センター事業「#7119」の普及や、②全国版救急受診アプリ「Q助」の活用などの取組を推進してまいります。

※過去の救急出動件数等に関するデータは、下記に掲載していますので、御活用ください。

・救急・救助の現況

(URL : <https://www.fdma.go.jp/publication/#rescue>)

問合せ先

消防庁救急企画室
TEL : 03-5253-7529

2024年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表

予防課

消防庁では、家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図ることを目的として、一般社団法人日本損害保険協会との共催で、2024年度全国統一防火標語を、

「**守りたい 未来があるから 火の用心**」

に決定しました。

この標語は、住宅防火対策等を推進する令和6年度の春・秋の全国火災予防運動等で防火標語として活用されます。

また、一般社団法人日本損害保険協会が作成する2024年度全国統一防火ポスターに掲載され全国の消防本部等において火災予防の広報に活用されます。

このポスターは20万枚作成され、全国の消防署や役所などの公共機関等に掲出されます。

今年度のポスターのモデルとして起用された山崎玲奈さんは、小学校4年生から市民ミュージカルなどに出演しており、ブロードウェイミュージカル「ピーター・パン」の11代目ピーター・パンとして、2023年夏に引き続き2024年夏も出演予定で、今後幅広い分野での活躍が期待されています。



【防火ポスターの歴史】

防火防災の意識向上を目的として、1949年度から「全国統一防火ポスター」の制作が始まり、1979年度からポスターモデルにタレントを起用しています。これまでに数多くの芸能人が防火ポスターのモデルとなっています。ポスターモデルをきっかけに各界で活躍している方は多く、人々の関心の高さがうかがえます。また、防火標語は、誰にでも伝わりやすい言葉が使われています。

【過去の標語】

2023年度	火を消して	不安を消して	つなぐ未来
2022年度	お出かけは	マスク戸締り	火の用心
2021年度	おうち時間	家族で点検	火の始末
2020年度	その火事を	防ぐあなたに	金メダル
2019年度	ひとつずつ	いいね！で確認	火の用心

問合せ先

消防庁予防課予防係 泉・高木
TEL：03-5253-7523

令和6年度消防研究センター等の一般公開（開催報告）

消防研究センター

東京都調布市の同じ敷地内に位置する消防研究センター、消防大学校、日本消防検定協会及び一般財団法人消防防災科学センターにおいて、4月に一般公開を開催しました。

この一般公開は、科学技術週間（「発明の日」（4月18日）を含む週）に実施しているもので、今回は、実開催（敷地内の施設の公開や実演等、4月19日（金）に実施）と、令和3年度から行っているオンライン開催（4月12日（金）～4月22日（月））を併せて実施しました。

実開催では、令和5年度より20人以上多い、460人が来場され、研究官から直接研究内容の説明を受けられたほか、実演も見学されました。また、ホームページのオンライン開催のページ（実開催の案内を含む）へのアクセス数は、令和5年度よりも約3,100件増え、約7,400件となりました。

実開催では22項目を公開し、オンライン開催では85動画を配信しましたが、ここでは実開催における消防研究センター関連項目の一部について紹介します。

なお、消防研究センターホームページには、一般公開で配信した動画の一部や研究開発等に関する様々な動画を掲載していますので、是非ご覧ください。

(URL :

https://nrifd.fdma.go.jp/public_info/library/kenkyu_kaihatsu/index.html)



◀ 動画ページの二次元バーコードはこちら

1. 救急車・指揮車用パンク対応タイヤの紹介（消防研究センター：実演）

救急車や指揮車向けに開発した、パンクしても走行可能なタイヤを紹介しました。



写真1 救急車・指揮車用パンク対応タイヤの展示

2. 軽油の燃焼（消防研究センター：実演）

液体燃料の火災危険性を示すため、軽油を燃料として、直径1mの燃焼容器を用いて、燃焼実験を行いました。



写真2 軽油の燃焼実験

3. 泡発泡装置を用いた消火実験 (消防研究センター：実演)

泡消火による消火原理の説明や、泡が流動展開していく様子を実演し、泡消火が様々な火災形態への対応が可能であることを紹介しました。



写真3 泡発泡装置を用いた消火実験

4. 土砂災害現場におけるドローンの利活用に関する研究開発 (消防研究センター：展示)

土砂災害現場の捜索・救助活動の安全を確保するためにドローン等で情報収集・解析する研究を紹介しました。



写真4 土砂災害現場におけるドローンの利活用に関する研究開発

5. 原因調査室の業務の紹介 (消防研究センター：展示)

原因調査室の調査業務、研修業務、支援業務について鑑識室において紹介しました。



写真5 原因調査室の業務の紹介（鑑識室）

6. 消防大学の教育訓練資機材（消防大学校：展示）

消防大学校における教育訓練で使用している消防車両等の展示を行いました。



写真6 消防大学の教育訓練資機材

7. 消火器の操作体験（日本消防検定協会：実演）

訓練用消火器を用いて参加者に目標物に放射する消火の疑似体験をしてもらいました。



写真7 消火器の操作体験

8. 避難所HUG（消防防災科学センター：実演）

災害時の避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを疑似体験できる避難所HUG（ハグ）の風水害版について、実演を交えて紹介しました。



写真8 避難所HUG

来年度も科学技術週間に併せて一般公開を開催する予定です。開催の詳細については消防研究センターのホームページ（<https://nrifd.fdma.go.jp/index.html>）をご確認ください。

9. オンライン開催画面

オンライン開催については、消防研究センターホームページに次のような画面を設けて実施しました。

The screenshot shows the website interface for the Fire Research Center. At the top, there is a navigation bar with links for 'センターについて', '研究活動', '刊行物', '研究交流', '技術公開', '一般向け情報公開', and '関連情報'. Below this, a main banner for the '令和6年度 一般公開' (2024 General Public Event) is displayed, with buttons for 'オンライン開催 クリック' (Online Event Click) and '実開催 クリック' (On-site Event Click). The online event dates are listed as April 12 (Friday) 10:00-16:00 and April 22 (Monday) 16:00. The on-site event is on April 19 (Friday) 10:00-16:00, free of charge. Below the banner, there are several informational tiles: 'オンライン開催' (Online Event) with a '詳細' (Details) button; '消防研究センター' (Fire Research Center) and '消防大学校' (Fire University School) with links to click; '日本消防検定協会' (Japan Fire Fighting Examination Association) with a link to click; '研究実験' (Research Experiment) with a link to click; '消防研究センター本部' (Fire Research Center Main Office) with a link to click; '消防大学校での教育訓練' (Education and Training at Fire University School) with a link to click; '被災したときの各種支援' (Various Support when Disastrous) with a link to click; '高発泡剤を用いた泡消火実験' (Foam Extinguishing Experiment using High-foaming Agent) with a link to click; '日本消防検定協会について' (About Japan Fire Fighting Examination Association) with a link to click; and '災害基礎知識' (Disaster Basic Knowledge) with a link to click. At the bottom right, there is a contact information box.

図 一般公開オンライン開催画面（一部）

問合せ先

消防庁消防研究センター
TEL：0422-44-8331（代表）

日本・カンボジア国際消防防災フォーラムの開催

参事官

1. 国際消防防災フォーラム

経済発展や都市化が進展しているアジア諸国では、これまで以上に高度な消防防災体制を構築する必要性が高まっており、これらの国から我が国に対し、人命救助や消火技術、火災予防制度等に関する知見の共有や技術の移転を求める声が届いています。

このことを踏まえ、消防庁では我が国の消防防災技術・制度等を、アジア諸国を中心に広く紹介する国際消防防災フォーラム（以下「フォーラム」）を平成19年度から開催しており、これまでに、ベトナム、トルコ、タイ、インドネシア、モンゴル、ミャンマー、カンボジア、マレーシア、フィリピン、シンガポールの10カ国で実施してきました。

また、フォーラムには開催地の消防防災関係者が多数集うことから、我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する場としても活用すべく、平成25年度からは日本企業による消防防災関連製品の紹介・展示も実施しています。

2. 開催形式と開催地

従前、特定の国を対象に実施してきたフォーラムですが、近年は、オンラインによるウェビナー形式（令和3年度）、複数の国からの参加を得て行うマルチ形式（令和4年度）と新たな試みを行ってきました。

ウェビナー形式では、新型コロナウイルス感染症がもたらしたパンデミック下での国交往来やイベント開催に関する各種制限があっても、インターネット環境さえ整っていれば、どこからでも参加することができるオンライン形式の強みを生かし、ターゲットをこれまで主としていたアジア諸国から、欧州、北米、南米、中東、アフリカ、オセアニアまで拡大し、11か国語の同時通訳及び6つの配信時間を用意することで、約60カ国、1200名を越す参加者に我が国の知見や経験の共有を図りました。また、シンガポールで開催したマルチ形式では、ASEAN加盟国のうち、7カ国（カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオス）の消防防災関係者の参加を得て、1日半と限られた期間においても、より幅広く、我が国の消防防災制度を共有し、また、製品やサービスのプロモーションを行いました。

このフォーラムは、消防庁にとっても、フォーラムを

一度も行っていない、あるいは、久しく行っていない国と、ネットワークを構築、再構築する機会ともなりました。

令和5年度は、このネットワークを活用しながら、特定の国のニーズに即した内容でフォーラムを実施することとし、開催地は、ASEAN諸国の中で最高水準の経済成長が続いており、特に、首都プノンペンなどにおいては、次々と高層ビルが立ち並ぶなど都市化が進展するカンボジアとしました。



マルチ形式で開催した令和4年度のフォーラム（シンガポール）



高層ビルが増加していくプノンペン市

3. 参加者

令和6年2月28日、29日の2日間で行われたフォーラムには、カンボジア側から約250名、日本側から約50名が参加しました。カンボジアからは、消防・救助を担当する内務省のみならず、自衛防災組織、空港消火隊、消防防災関連企業など、様々な層からの参加を得ることができました。

日本側は、在カンボジア大使館より谷内臨時代理大使も出席し、オープニングセレモニーでスピーチを行い、今回のフォーラム開催を契機に、カンボジアにおける消防防災体制がさらに充実し、消防防災分野における日本とカンボジアの協力関係が一層進展することを期待する旨のメッセージが参加者に伝えられました。

また、13の日本企業等も参加し、プレゼンテーションや製品等の展示を行いました。

<参加企業等一覧>

- 一般財団法人海外通信・放送コンサルティング協力(JTEC)
- シバウラ防災製作所
- シープレックス株式会社
- 株式会社SOKEN
- 東京サイレン株式会社
- トーハツ株式会社
- 一般社団法人日本消防ポンプ協会・早稲田大学
- 能美防災株式会社
- 株式会社初田製作所
- 船山株式会社
- 株式会社モリタ
- 八千代エンジニアリング株式会社
- ヨネ株式会社



フォーラム会場全景

4. 消防庁からのプレゼンテーション

カンボジア内務省からのニーズを踏まえて、今回、消防庁からは計5本のプレゼンテーションを行いました。

(1) 「建物火災による死者を減らすために日本の消防用設備等が果たす役割」

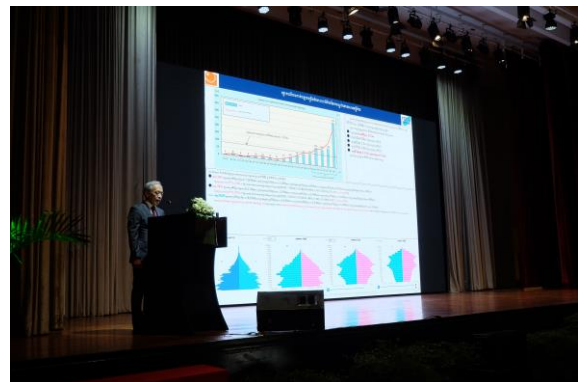
産学官の連携により建物火災による死者数を大きく減少させてきた我が国の実績を紹介したのち、自動火災報知設備の活用等による火災の早期覚知や避難器具等を適切に使用した早期避難など、火災による人的被害を軽減するための主たるポイントが伝えられました。これらは、いずれも信頼性の高い消防用設備等の活用が必要不可欠となるアプローチであり、日本企業のプレゼンテーションや製品展示に対する参加者の関心を高め、フォーラム全体に弾みをつけるセッションとなりました。



オープニングセレモニーでスピーチを行う谷内臨時代理大使



カンボジア側を代表するネット・バンター内務省消防・救助局長



セッション：「建物火災による死者を減らすために日本の消防用設備等が果たす役割」

(2) 「日本における火災予防制度と消防用機器の認証制度」

確実な動作の有無が人命に直結する消防用設備の世界において、粗悪な商品が国内市場で取引されないよう、基準、規格・認証制度の基本的な考え方や日本における運用について、説明がされた後、消防用設備の点検制度についても触れられ、ハード（設備）・ソフト（防火管

理) 双方からのアプローチによって、建築物の防火安全性を確保する必要性が伝えられました。



セッション：「日本における火災予防制度と消防用機器の認証制度」

(3) 「日本の消防団」

地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を生かした災害対応を実施しており、地域防災の中核的存在であることなど、災害大国において求められる消防団の役割と重要性が、活動事例とともに説明され、今後、コミュニティレベルのボランティア消防の整備を考えているというカンボジア内務省参加者の関心を集めました。



セッション：「日本の消防団」



消防庁のプレゼンテーションに対して質問するカンボジア参加者

(4) 「火災の性状と消火技術」

火災現場においては、火災の性状や建物の状況を把握し、最適な消火戦術を選択することが、要救助者の早期救出や消防隊員の安全確保、効率的な消火活動に繋がるなどのメッセージを伝えるべく、火災の性状の研究・教養・訓練を継続的に実施することの必要性が強調されました。また、このセッションでは、消火方法の動画を通じて、より効果的な消火戦術が紹介されました。



セッション：「火災の性状と消火技術」

(5) 「国際的な都市型捜索救助」

将来的には、自国内の救助だけでなく、他国の緊急時には支援できるだけの救助体制を構築するような大きな目標をカンボジアの方々に持ってもらいたいとの願いを込めて、我が国の国際緊急援助隊・救助チームの概要と直近の派遣経験であるトルコにおける捜索・救助の活動状況が参加者に共有されました。



セッション：「国際的な都市型捜索救助」

5. 日本企業等によるプレゼンテーション・展示

参加した全ての日本企業等がプレゼンテーションを行い、自社製品やサービスの紹介を行うとともに、会場内に設置されたブーススペースで製品等を展示しました。

既にカンボジアで何らかの活動を始めている企業等は、これまでのカンボジアにおける経験を基に、提案型のプレゼンテーションを行いました。

展示ブースでは、ランチタイムや休憩時間中、カンボジアの参加者が製品を手にとったり、防火衣を着用しながら、熱心に質問をしている姿が多数、見られました。参加した日本企業等からは、「展示の場でセールスに繋がった」、「見積もり依頼が内務省幹部よりあり、帰国後、直ちに対応した」、「実機によるデモの実施依頼を受けている」、「サービスの詳細説明依頼があり、先方を往訪する予定である」、「カンボジアの消防・防災関連組織、企業との人脈を構築したり、自分たちの取組みを広く認知していただく機会を持った」との感想がありました。



日本企業のプレゼンテーションに耳を傾けるカンボジアの参加者



防火衣を試着するカンボジア内務省消防救助局長



消防ホースに関心を示すカンボジア内務省職員



他国での実績とともに、防災ICTの重要性を参加者に説明

6. おわりに

カンボジアにおける経済成長の目覚ましきは我が国でも話題になりますが、経済の発展は、都市化の進展にも繋がります。そして、そのことは、火災や災害が大規模化、複雑化するリスクも抱えることになります。我が国においても、経済成長期には大規模な火災や災害を経験しました。そして、その都度、その経験や教訓を基に、消防力や災害対応能力を強化してきました。

このようなことを踏まえて行った日本側のプレゼンテーション等が、カンボジアの消防防災体制の強化に資することを願っております。



クロージングセレモニーにおいて、記念品を交換

問合せ先

消防庁国民保護・防災部 参事官付
遠藤国際協力官、廣田係長、久野事務官
TEL：03-5253-7507

令和5年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)の開催

消防庁地域防災室

■ はじめに

令和6年3月27日(水)、イイノホール&カンファレンスセンター(千代田区内幸町)において、「令和5年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)」を開催しました。

消防庁では、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的に、昭和29年度より継続して、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。

今回は、第1部「表彰式」、第2部「受賞した少年消防クラブによる活動報告」、第3部「東京消防庁音楽隊による祝典演奏」という構成で開催しました。

■ 少年消防クラブについて

少年消防クラブは、小学生から高校生までの少年少女が防火・防災について学習するための組織であり、令和5年5月1日現在、全国に4,106団体、約39万人のクラブ員、約1万3千人の指導者が活動しています。

少年消防クラブ員は、防火や防災についての知識を身近な生活の中に見出すとともに、日ごろから防火・防災に関するさまざまな訓練の実施、防火パトロールや火災予防ポスターの作成などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めています。

■ 式典

第1部では、「特に優良な少年消防クラブ」16団体、「優良な少年消防クラブ指導者」20名が馬場総務副大臣から、「優良な少年消防クラブ」30団体が原消防庁長官から、それぞれ表彰を受けました。その後、受賞団体を代表して岐阜県の西七区少年消防クラブの代表者より、元気良く「お礼のことば」が述べられました。



受賞者への表彰状授与

第2部では、「特に優良な少年消防クラブ」を受賞したクラブの中から、「西野少年消防クラブ(北海道)」、「田園調布消防少年団(東京都)」に、日頃のクラブ活動について報告していただきました。



田園調布消防少年団(東京都)

第3部では、「地域と奏でる防災のハーモニー」をテーマに、東京消防庁音楽隊による演奏が行われました。



東京消防庁音楽隊による祝典演奏

■ おわりに

今回受賞された少年消防クラブをはじめ、全国の少年消防クラブの皆さんには、多くの仲間とともに日ごろの防火・防災活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブの活動は、指導者の方々の熱意によって支えられており、指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成・発展に御尽力いただきますようお願いいたします。

問合せ先

消防庁 国民保護・防災部防災課
地域防災室 住民防災係
TEL: 03-5253-7561

令和6年春の消防関係叙勲及び褒章伝達式

総務課

【令和6年春の叙勲】

令和6年春の叙勲が4月29日付で発令され、全国の4,106名に授与されました。

そのうち、消防関係では永年にわたり国民の生命等を火災等の災害から防御し、消防力の充実強化に尽力された計627名が受章し、5月10日（金）、中央合同庁舎2号館（総務省）において伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

令和6年春の叙勲

瑞宝中綬章	・・・	1名
瑞宝小綬章	・・・	35名
旭日双光章	・・・	4名
瑞宝双光章	・・・	116名
瑞宝単光章	・・・	471名
合計	・・・	627名



松本総務大臣による式辞
（春の叙勲伝達式）



松本総務大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達
（春の叙勲伝達式）

【第42回危険業務従事者叙勲】

第42回危険業務従事者叙勲が4月29日付で発令され、全国の3,612名に授与されました。

そのうち、消防職員として著しく危険性の高い業務に精励され、消防の発展に貢献し、社会公共の福祉の増進に寄与された計625名が受章し、5月13日（月）、中央合同庁舎2号館（総務省）において伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

第42回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	・・・	319名
瑞宝単光章	・・・	306名
合計	・・・	625名



受章者代表から謝辞を受ける松本総務大臣
（危険業務従事者叙勲伝達式）



お祝いの言葉を述べる馬場総務副大臣
（危険業務従事者叙勲伝達式）

【令和6年春の褒章】

令和6年春の褒章が4月29日付で発令され、全国の665名に授与されました。

そのうち、消防関係では、自己の危難を顧みず人命救助に尽力された方、永年にわたり消防機器の研究開発や製造販売業務、消防設備保守業務等に精励し、業界の発展に大きく寄与された方々、消防団員として、永年にわたり消防防災活動に献身的に努力し消防の発展に大きく寄与された方々、計96名が受章し、5月14日（火）、中央合同庁舎2号館（総務省）において伝達式を開催しました。

なお、褒章別の受章者数は次のとおりです。

令和6年春の褒章

紅綬褒章	・・・	1名
黄綬褒章	・・・	6名
藍綬褒章	・・・	89名
合計	・・・	96名

それぞれの伝達式では、伝達者（春の叙勲伝達式及び危険業務従事者叙勲伝達式は松本総務大臣、春の褒章伝達式は原消防庁長官）から受章者代表へ勲記及び勲章（章記及び褒章）が手渡されました。

受章者代表から「地域住民の安全確保のため、なお一層尽力」する旨の誓いの言葉を含めた謝辞が述べられました。

式典後、受章者は皇居において天皇陛下に拝謁されました。



原消防庁長官による式辞
（春の褒章伝達式）



原消防庁長官から受章者代表への章記・褒章伝達
（春の褒章伝達式）

問合せ先

消防庁総務課 表彰係
TEL：03-5253-7521

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数（令和6年4月1日現在）

広域応援室

緊急消防援助隊については、消防組織法第45条第4項により、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき消防庁長官が登録するものとしてされています。

甚大な被害が想定される南海トラフ地震等への対応力の強化、多発する大規模水害時における救助体制の強化、国際的なイベントが控える中でのNBCテロ災害への迅速な対処等、取り組むべき課題が山積する中、緊急消防援助隊の効果的な活動を確保するため、平成31年3月に基本計画（計画期間：令和元年度から令和5年度）※を改定し、令和5年度末までに概ね6,600隊を目標に取り組みました。令和4年4月時点で6,606隊の登録を達成し、令和5年4月時点で6,629隊の登録を完了していたところです。

※消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」

令和6年4月1日の緊急消防援助隊の登録隊数は6,661隊となり、前年度より32隊増加。第4期期首（平成31年4月1日）の登録隊数（6,258隊）より403隊増加しました。今回の登録における、新規登録、登録抹消の内訳は新規登録数が81隊、登録抹消が49隊と各都道府県大隊の車両更新が行われるなど、大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実・強化を図っております。

さらに、消防庁では、基本計画に基づく緊急消防援助隊に登録された部隊の量的な充実とあわせて、質的な充実強化にも努めています。

具体的には、南海トラフ地震等の国家的非常災害、大規模風水害、NBCテロ災害等に的確に対応するため、全国合同訓練やブロック合同訓練等の実践的な訓練を通じた他の消防機関や関係機関との連携の強化や、ドローン等による動画・静止画の収集・活用など活動技術の向上、長期間の活動を見据えた後方支援活動訓練の推進を行っています。

現在、消防庁では、令和6年度中に施行予定の第5期基本計画について、南海トラフ地震等の今後想定される国家的非常災害への緊急消防援助隊の対応力を強化するために、令和6年能登半島地震における緊急消防援助隊の活動も踏まえ、目標登録隊数及び新たな部隊の創設並びに、効果的な運用について検討を進めているところです。

各都道府県及び消防本部においては、基本計画に基づく緊急消防援助隊に登録された部隊の充実・強化に、今後とも御理解と御協力をお願いします。



表1 部隊等別登録状況

隊種別	H31.4.1	R5.4.1	R6.4.1	増減数 (R6-R5)	第4期計画 目標隊数
指揮支援隊	60	56	56	0	50
航空指揮支援隊	0	54	54	0	60
都道府県大隊指揮隊	149	160	158	△2	160
統合機動部隊指揮隊	56	56	56	0	50
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	12	12	12	0	10
NBC災害即応部隊指揮隊	0	54	54	0	50
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	0	50	50	0	50
消火小隊	2,372	2,421	2,416	△5	2,500
救助小隊	504	554	560	6	540
救急小隊	1,424	1,533	1,541	8	1,500
後方支援小隊	895	887	890	3	890
通信支援小隊	42	43	43	0	50
特殊災害小隊	336	371	371	0	350
特殊装備小隊	474	543	564	21	500
水上小隊	21	20	21	1	20
航空小隊	75	77	77	0	80
航空後方支援小隊		58	59	1	60
(合計)	6,420	6,949	6,982	33	6,920
重複を除く合計	6,258	6,629	6,661	32	6,600

※1 重複登録：登録要件を満たし、いずれの隊でも出動できる場合は、多様な消防活動に充当できるように、1台の車両を複数隊への登録を可能としたもの。現在321隊で重複登録。
(例：救助工作車を救助小隊と特殊災害小隊（毒劇物等対応小隊）に登録）

図1 緊急消防援助隊登録部隊の推移（令和6年4月1日）

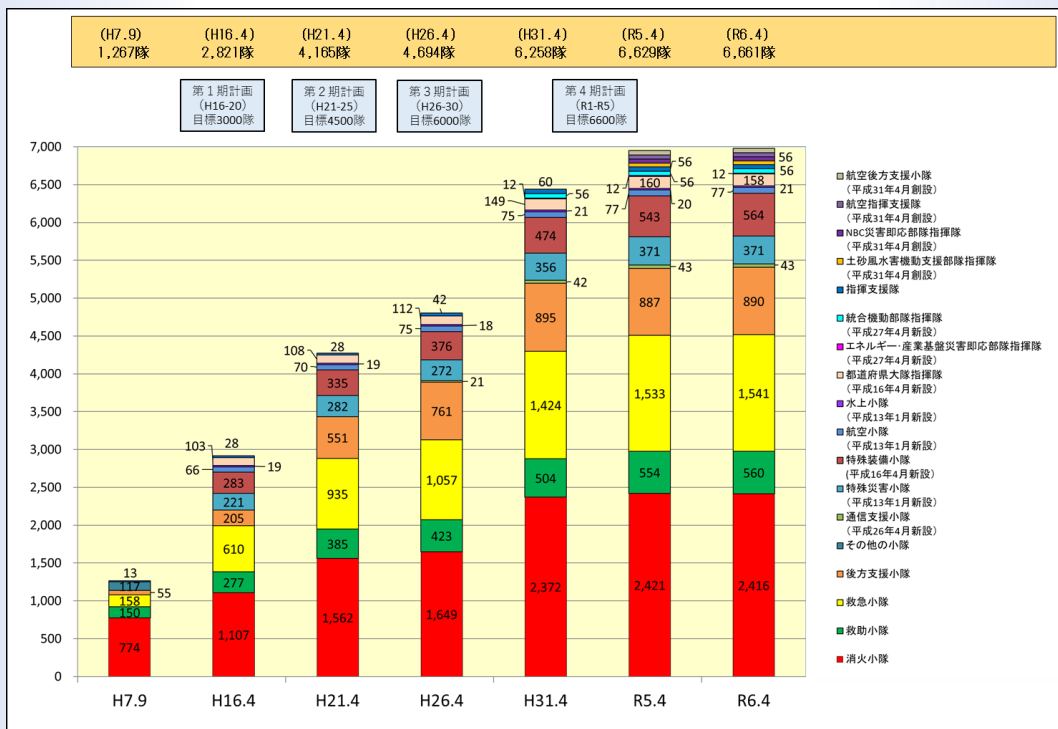




表2 令和6年度緊急消防援助隊登録状況

令和6年4月1日現在

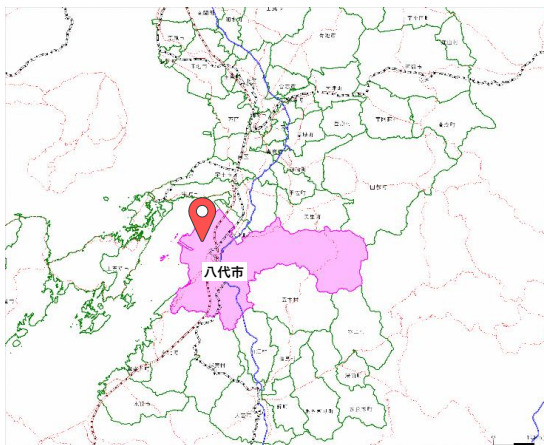
都道府県	指揮支援隊	航空指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	統合機動部隊指揮隊	災害即応部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤	NBC災害即応部隊	支援部隊指揮隊	土砂・風水害機動隊	消防小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊				特殊装備小隊				水上小隊	航空小隊	航空後方支援小隊	合計	重複を除く合計
															対毒小隊	火災規模対応小隊	大規模対応小隊	密閉空間火災小隊	送達距離小隊	二消小隊	車農対小隊	水難救助小隊					
北海道	3	2	7	1	1	3	1	157	28	93	36	1	11	21	1	2		1	3	24		3	2	401	385		
青森県		1	4	1		1	1	44	7	27	19	1	2	9				1	1	4		1	1	125	122		
岩手県		1	3	1		1	1	42	7	23	17	1	1					1		3		1	1	104	99		
宮城県	3	2	4	1		1	2	52	10	26	18	1	4	3	1	2		1	1	8		3	2	145	138		
秋田県		1	3	1		1	1	40	8	21	11		1	5				1		4		1	1	100	95		
山形県		1	3	1		1	2	30	7	18	15		1					1		3		1	1	85	80		
福島県		1	5	1		1	2	50	9	34	19	1	5	2		1		1		9		1	2	144	134		
茨城県		1	3	3		1	1	63	14	52	29	1	8	3				2	1	17	1	1	1	202	191		
栃木県		1	3	1		1	1	38	12	29	18		6					1		9		1	1	122	113		
群馬県		1	4	1		1	1	40	8	26	16	1	4					1		5		1	1	111	105		
埼玉県	3	1	5	1		1	1	108	26	60	43		11					3		20		3	1	287	279		
千葉県	2	1	3	1	1	1	1	102	24	67	49	1	15	8	1	1		1		22	2	2	1	306	289		
東京都	3	1	3	1		1	1	175	15	70	37	1	3	6	2	2	4	4	2	18	4	8	1	362	359		
神奈川県	8	2	3	1	1	3	1	98	23	71	33	2	12	11	3	5		7	7	23	2	4	2	322	314		
新潟県	3	1	3	1	1	1	1	63	16	40	22	2	2	9		2		1		5	1	1	1	176	171		
富山県		1	3	1		1	1	29	9	21	12	1	2	1				1	2	6		1	1	93	88		
石川県		1	3	1		1	1	30	6	17	18	1	3	3						9		1	1	96	89		
福井県		1	3	1		1	1	29	6	13	12	1	2	3				1		3		1	1	79	74		
山梨県		1	3	1		1	1	21	6	15	15	1	2					1		3		1	1	73	68		
長野県		1	3	2		1	1	51	15	37	18	3	3					1		13		1	1	151	144		
岐阜県		1	4	3		1	1	58	14	38	16	1	2					1		7		2	1	150	142		
静岡県	5	3	2	1	1	2	1	57	18	44	26		4	5		2	2	4	1	16		3	3	200	194		
愛知県	3	1	3	1	1	1	1	113	27	76	41	1	14	5	3		2	2	1	27	1	3	2	329	316		
三重県		1	3	1	1	1	1	45	7	32	15		1	4				1		6		1	1	121	117		
滋賀県		1	3	1		1	1	25	6	16	12	1	3					1		5	1	1	1	79	72		
京都府	3	1	4	1		1	1	46	12	23	14	1	4		1	1		3	2	8		2	1	129	123		
大阪府	5	1	5	1	1	2	1	133	25	64	32	2	9	11	1	3		1	2	23	2	2	1	327	317		
兵庫県	2	1	4	1	1	1	1	94	21	65	31	2	10	5		3		2		16	2	3	1	266	257		
奈良県		1	3	2		1	1	28	8	19	13	2	2					1		6		1	2	90	83		
和歌山県		1	3	1		1	1	30	9	18	11	1	6	2				1		3		1	1	90	80		
鳥取県		1	3	2		1	1	19	4	8	8	1	4					1	1	2		1	2	59	51		
島根県		1	3	1		1	1	23	6	23	8		1					1		5		1	1	76	71		
岡山県	2	2	3	1	1	1	1	44	13	27	12	1	4	5				2		9		2	2	132	128		
広島県	3	2	3	1		1	1	69	12	39	24	1	4	3		1	2	1	1	12	2	2	2	186	181		
山口県		1	3	1		1	1	38	7	24	17		5					2	2	6		1	1	110	104		
徳島県		1	3	1		1	1	20	10	18	6	1	2	3				1	1	4		1	2	76	71		
香川県		1	3	1		1	1	22	8	12	8		2					1		8		1	1	70	65		
愛媛県		1	3	1		1	1	29	11	22	14	1	2	3		2		1		6	1	1	1	101	96		
高知県		1	3	2		1	1	18	11	18	7	1	2					1		2		2	1	71	66		
福岡県	6	2	6	2	1	2	1	56	18	48	32	1	10	8	1			1	3	16	2	3	2	221	213		
佐賀県		1	2	1		1	1	17	6	13	9		1					1		3		1	1	58	57		
長崎県		1	3	1		1	1	35	8	24	13		2	2				1		2		1	1	96	90		
熊本県	2	1	4	1		1	1	33	13	28	14	1	5				2	3		9		1	1	120	115		
大分県		1	2	1		1	1	28	8	16	12	1	4					1	1	6		1	1	85	78		
宮崎県		1	3	1		1	1	18	4	16	12	1	2							3		1	1	65	59		
鹿児島県		1	3	1	1	1	1	33	11	30	14	1	4	5				1		4		1	1	113	105		
沖縄県			3	1		1	1	23	7	20	12	1	4	1				1		3				78	73		
合計	56	54	158	56	12	54	50	2,416	560	1,541	890	43	211	146	14	27	12	68	32	425	21	77	59	6,982	6,661		

八代市消防団女性団員の活躍 — 全国女性消防操法大会 2 連覇に寄せて —

八代市消防団

1. はじめに

八代市消防団が設置されている熊本県八代市は、熊本市の南40kmに位置し、市域は東西約50km、南北約30kmにわたり、約681km²もの面積を有しています。東は九州山地の脊梁地帯を形成して宮崎県に接し、西は八代海を隔てて天草諸島を望みます。日本三急流の一つである球磨川の河口に位置する八代平野は、球磨川と氷川などから流下した土砂が堆積してできた扇状地と三角州を基部とした沖積平野、及び藩政時代から行われてきた干拓地事業により形成された平野です。一級河川の球磨川、二級河川の氷川がもたらす豊富で良質な水の恩恵を受け、全国有数の農産物の生産地、熊本県内有数の工業都市として発展を続けてきました。



八代市 位置図

2. 八代市消防団

八代市消防団は、平成17年8月の1市2町3村による市町村合併とともに、八代市消防団、坂本村消防団、千丁町消防団、鏡町消防団、東陽村消防団、泉村消防団を統合し、新たな「八代市消防団」となり、現在に至ります。令和6年4月1日現在、山本 一樹 団長を筆頭に団員2,020名を数え、うち33名の女性団員が所属しています。

3. 女性団員の活躍

本市内における女性団員は、総合防災訓練への参加や住民参加型防災訓練、市防災フェスタ、消防出初式をはじめとした訓練や式典に積極的に参加するほか、操法技術の習得を目的として操法大会へも積極的に出場し、全国女性消防操法大会では、第24回（横浜市開催）大会

と第25回（東京都開催）大会において2連覇という快挙を成し遂げています。人口減少、高齢化が進む本市では、消防団員の確保や加入促進も難しい状況にありますが、訓練や操法大会などへの積極的な参加と活躍により、地域住民をはじめとした県内外への活躍機会が増え、本市消防団のPRに大きく貢献しています。さらに、これまでの女性団員による消防団への加入促進やPR活動もあり、八代市消防団として令和5年度消防団地域貢献表彰を受賞することができました。また、4月19日には、岸田内閣総理大臣を表敬訪問し、女性消防隊の全国女性消防操法大会2連覇と八代市消防団の消防団地域貢献表彰受賞の報告を行いました。



市防災フェスタの様子①



市防災フェスタの様子②



岸田内閣総理大臣への表敬訪問

4. 全国大会2連覇を達成して（出場隊員コメント）

▽ 本部女性消防隊 隊長 笠田 佳子

私は、女性消防隊発足前から消防団に団員として入団し、本年で24年目になります。平成15年女性隊発足以来、市出初式をはじめ、県・市防災訓練、各校区住民参加型防災訓練、その他市の行事、広域消防本部イベント、独自の活動等に隊長として務めを果たして参りました。個人的には、男性団員に交じって夜中の火災に出動し、65mmホースを担ぎ、消火活動に精を出した時期も有りました。また、男性団員と共に消防学校に泊まりで厳しい訓練を2回受けた経験も今では懐かしい良い思い出です。平成16年に小型ポンプを配備され、出初式で初放水、短期間で操法技術を習得し、その年には地域住民の方々に披露しました。大会には、第2回熊本県女性消防操法大会に初出場し、個人で指揮者賞を頂きました。全国大会は平成28年、平成31年、令和5年と出場させて頂き、初大会ではミスで逃しましたが、今回2連覇を果たす事ができ、選手が感激の涙を流しました。素晴らしい技術を持つ指導者の元、それに応えた選手の並々ならぬ努力の賜物だと思っております。それに携われ、補助できたことは何より私の誇りです。何はともなれ、消防団活動が大好きだったということに尽きると思います。私たちにできること、それぞれに意見はあると思いますが操法への意気込みも活性につながる一つだと考えております。

▽ 本部女性消防隊 指揮者 邑上 由衣

私が消防団の活動に興味を持ったのは、前回大会（第24回）に高校の同級生が出場し、見事優勝した便りが届いた頃でした。高校時代ソフトボール部に所属し、日本一を目指して毎日一緒に白球を追いかけた戦友が、消防団の大会で結果を残すことができたことを誇らしく感じました。高校時代に成し得なかった夢を叶えることができたことに羨ましさも感じていました。そんなとき、2番員の野田団員とたまたま仕事で一緒になり「全国に忘れ物を取りに行かないか？」仕事終わりに消防活動に対する熱い思いをプレゼンされ、その数時間後には「もう一度日本一を目指し、八代に貢献していこう！」と約束を交わしていたのは昨日のこのように覚えています。熱い想いに人は動くのだと体感しました。ご指導いただいた団員の先輩方、理解を示してくださった職場や、温かくサポートしていただいた地域の皆様方に、まずは結果をもって恩返しができることがとても嬉しかったです。訓練中、焦りから思い描く操法ができないとき、原点に戻るため言葉にして目標を確かめ合い「八代のために私たちができることを精一杯やろう！」と再確認しながら訓練してきました。「言語化することがこんなにも自分を鼓舞してくれるものなんだ」と、操法を通じて知るこ

とができました。今大会よりメンバーに加わった新参者でしたが、周りが毎回伝えてくれることで目標を見失わず前進することができたように思います。

▽ 本部女性消防隊 1番員 野村 絵美

私は令和元年度に消防団に入団しました。入団したきっかけは2番員の野田団員の存在です。野田団員とは同級生で中高と同じ部活動の仲間でした。仕事・子育てをしながら消防団として地域貢献や活躍している姿をみて、「私も一緒に地域貢献したい」という思いから消防団としての活動が始まりました。仕事・子育てをしながらの活動は大変でしたが、操法大会や市防災フェスタなどを通して様々な方との関わりや出会い・子どもたちにも活躍している姿を見せることができ、今では私生活にもプラスとなっています。消防団活動を通して、職場では訓練の大切を伝えたり、実際に起こった近隣の火災では怪我人を一人も出すことなく避難・指示をすることができました。今後も初心の気持ちを忘れず消防活動に参加し地域貢献できるようにしていきたいです。

▽ 本部女性消防隊 2番員 野田 貴美子

私は、八代市消防団に所属し、今年で20年目を迎えました。これまで長きに渡り、消防団に所属し、活動に邁進出来てきたのは、父の存在が大きく影響しています。私の父は、地元八代市の消防職員として42年間、消防業務に従事して参りました。父は、特に消防団への操法指導に関して、大変力を注いでおりました。私も幼いころより、父に手を引かれて、消防操法の訓練を見学させていただく機会も多く、「消防団」という組織が大変身近なものでありました。高校を卒業した春に、父の勧めによって消防団へ入団し、活動を開始致しました。当時は、八代市消防団女性消防隊（以下、女性消防隊という）に所属し活動を行って参りました。女性消防隊では、防火に対する啓発活動を中心に行って参りましたが、その中で軽可搬ポンプと出会いました。始めた当初は、八代市は大変弱小で、県大会に出てもビリ。そんな日々が約10年間続きました。しかし、父が「いつか必ず八代が全国へ。八代が日本一になれるように頑張らなきゃいけないよ！お前がチームを率いていくんだぞ」と私の背中を押し続けてくれました。私はその言葉を体現したい、父の夢を叶えてあげたいと自分自身を鼓舞し、仲間を募り、現在のチームを編成するに至りました。そこから、紆余曲折しながら、現在所属しております八代市消防団本分団へチームの仲間達と移籍し、防災フェスタへの参加や様々な活動を続けて参りました。これまで計3回、全国大会へ出場させていただく中で、全国2連覇を達成できたのは、もちろん仲間達と積み重ねてきた努力や指導者、サポートしてくれた多くの方々のおかげであり、心から

先進事例 紹介

感謝しております。しかし、その中で私の心の支えとして、父が私に伝えてくれた言葉の数々、「地元八代に貢献できる人であれ」と幼き頃より私を導いてくれたからこそ、今の私があるのだと思っております。私は父から伝承されたその強い思いを心の軸として仲間とともに消防団員として愛する地元八代市に貢献していきたいと強く思っております。

▽ 本部女性消防隊 3番員 那須 あゆみ

私が消防団に入団したのは、高校時代の部活動（ソフトボール）の大先輩でもある2番員の野田団員から誘っていただいたことがきっかけです。「操法で一緒に全国を目指してほしい」と熱い思いをぶつけられて、そこから一緒に夢を目指す日々が始まり、気付けば10年目を迎えました。高校時代はソフトボールで「地域に愛されるチーム」が部訓にもあり、地域の人との日々の関わりやソフトボールでの活躍が、自分たちにできる地域貢献だと信じ邁進していましたが、大人になって仕事以外にも操法（消防団活動）という地域貢献の形があるのだと実感し、活動にやりがいを感じています。私たちのチームの選手は、職業もバラバラで、母として子育てや家事をしながら仕事もバリバリ頑張る先輩や、電車で片道1時間かけて通勤しながら操法訓練も休まず頑張る先輩がいて、皆それぞれに大変多忙な人の集まりです。それなのに、このチームの仲間が発する言葉は、いつも前向きな言葉が多いです。「大変だけど楽しい」、「あなたならできるよ！大丈夫！」、「八代のために、私たちができることを全力でやろう！」ブレない目標と目的を、常に言葉にして確かめ合ってきたからこそ、チームが一つになり全国大会連覇を成し遂げることができたと思います。全国の頂を目指すチームでの訓練は、もちろん選手だけでなく指導者や女性隊員、各方面隊の男性分団員や消防・行政等、多くの関係者の皆様の協力・支えがあったからこそ、技術を磨くことができたと感じています。また、訓練を通じて関係者との横の繋がりができ、操法以外の消防団活動にも活かされているのではないかと思います。全国大会で優勝し、更に連覇を達成したことで、八代、そして熊本の名前が少しでも全国に広がり、地元にも明るい話題として地域貢献できていれば、これ以上の幸せです。これからも、仕事だけでなく、私が地域に貢献できること（誰かに元気と明るい話題をもたらせるもの）として、操法や防災啓発など消防団活動に積極的に取り組み、地域の方と繋がりを持ちながら八代での地域貢献ができたらと思います。

▽ 本部女性消防隊 4番員 篠原 典子

私が消防団に入団したきっかけは、近所のママ友だった2番員の野田団員から誘われたことです。現在入団し

て9年目で、これまで3回全国大会に出場させていただきました。その間に、第3子を産み、3人の子育てと仕事、そして操法訓練の3刀流で、毎日が台風のように過ぎ去り、自分の体力も気持ちも限界ギリギリで過ごした日々でした。全国の一番を目指すチームでの訓練は、厳しいながらも楽しく、家庭や仕事の都合で訓練に行けないことも多々ありましたが、仲間を支えられて頑張ることができました。何より、子供たちの理解・支えがあったから、ここまで操法を頑張ることができたと感じています。ときには訓練に子どもたちと一緒に連れていくこともあり、訓練を見て知らず知らずの間に覚えたい指揮者の台詞を、家で子どもが話すこともあり、思わず笑いが出たこともありました。家族には本当に感謝でいっぱいです。初めて全国大会に出場した第22回大会では、本番でエンジンがかからず、悔しくて涙が止まらなかったことは今でも忘れられません。それでも、あの時の悔しさと終わらず、器具点検の徹底を訓練時からしっかり確認し、2度目の全国大会では訓練どおりの操法ができ優勝を果たすことができました。そして3度目の全国大会では、総合優勝にあわせて優秀選手賞もいただき、これまでの苦労や悔しさが全て報われた気がしました。全国大会で2連覇を達成したことで、職場でも明るい話題になり、仕事以外でも八代に貢献できたのではないかと感じて大変嬉しく思います。これからも、操法だけでなく、防災の啓発など消防団活動に積極的に取り組み八代での地域貢献ができたらと思います。



全国女性消防操法大会①



全国女性消防操法大会②

恵那市消防本部・中津川市消防本部 合同中層火災対応訓練の実施について

恵那市消防本部

令和6年2月20日、21日の2日間にわたり、隣接する2消防本部が合同で中層火災対応訓練を実施しました。

本訓練は、両消防本部が連携した訓練を行うことで、相互応援協定に基づく応援派遣時の協力体制の強化や、新たな知識と技術の習得を図ることを目的として、中層建築物の火災事案を想定し、2日間延べ10隊40名が訓練を実施しました。

今後も訓練を重ね、連携強化を図っていきます。



東海初の安全推進担当副参事・津市消防本部 初の女性課長級職員を配置!!

津市消防本部

津市消防本部では、多様化する消防行政へのニーズに応え、組織力の向上・活性化を行っていくため、消防活動における安全文化の醸成を推進することを目的に東海初の安全推進担当副参事を、また、ダイバーシティの促進につなげ、多角的に新たな施策に取り組んでいくため、初の女性課長級職員を配置しました。

津市消防本部では今後も従来の考え方に捉われない、組織の力を引き出す改革に取り組んでいきます。



▼津市消防本部初の女性課長級職員となった宮坂さん

消防通信 望楼 ぼうろう

官民連携！郵便局車両で住警器宣伝

岸和田市消防本部

岸和田市消防本部では、令和6年5月1日（水）、岸和田市と包括連携協定を締結している岸和田市内郵便局へ火災予防広報ツールの貸与式を実施しました。

これは住宅用火災警報器設置の普及啓発のため、岸和田市内郵便局の協力のもと市内を走行する郵便局車両及びバイクに住警器広報用のマグネットシートを貼付し、広報活動の一翼を担ってもらうものです。

住宅用火災警報器の設置率の向上に寄与し、住宅火災での死傷者の減少に繋がることを願っています。



救助隊と消防団機動重機隊との 合同訓練の実施

松山市消防局

松山市消防局では、令和6年3月16日（土）、大規模災害時の連携強化を目的とした救助隊と消防団機動重機隊の合同訓練を実施しました。

訓練では、人力での救出が困難な災害現場を想定し、消防団機動重機隊員が操縦する2台の重機と救助隊員が連携した救助活動を行い、救出された傷病者の応急手当を市内の看護学生で構成される女性分団「看護チーム」が行いました。

今後も訓練等の機会を通して、消防局と消防団との更なる連携強化に努めます。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

緊急消防援助隊教育科指揮隊長コースにおける教育訓練

消防大学校では、令和6年4月18日から5月1日まで、令和6年度緊急消防援助隊教育科指揮隊長コース第29回を実施しました。

このコースは、緊急消防援助隊都道府県大隊長の部隊指揮・部隊運用能力向上を目的としており、多くの活動経験を取り入れるべく、今年1月1日に発生した能登半島地震の活動を教訓とし、消防庁の広域応援室と協力し、学科のカリキュラムを作成しました。

本コースでは、能登半島地震の緊急消防援助隊の派遣活動経験を活かすため、能登半島地震の事例を振り返り、統括指揮支援隊長、指揮支援隊長、都道府県大隊長と立場の異なる指揮者から、派遣時の経験談を受講しました。これにより、大規模災害時の指揮運用における重要なポイントや課題をより具体的にイメージすることに繋がっております。これらを踏まえ、消防大学校のシミュレーション施設において、実践的なシミュレーションを行い、現場での指揮官としての対応力を養っていきます。

さらに、緊急消防援助隊が保有する重機やドローンの活用についても講義が行われました。これにより、各都道府県指揮隊長は自らの指示により、重機を運用し道路を啓開させ、緊急消防援助隊を早期に災害地点に進出出来ることを理解すると共に、ドローンを用いた撮影した画像をオルソ画像などに加工するなど最新の技術や機器を駆使した安全管理と効果的な救助活動の運用について学ぶことができました。

そして、消防庁長官の講話では、能登半島地震後として改めて今後の緊急消防援助隊の使命と役割について伝えられました。これにより、消防庁と各指揮隊長が今後の任務と活動について共通の認識を持つことを図りました。また、この機会を通じて、現場のニーズや課題をより直接的に理解し、より効果的な災害対応能力向上の推進に繋げることができたと考えます。

緊急消防援助隊教育科指揮隊長コース第29回は、過去最大の70名で実施し、全国北は北海道から南は沖縄県から多くの指揮隊長が集いました。全国各地から集まった指揮隊長たちが、情報や経験を共有し合いながら、より高度な能力と知識を身につける場ができたと考えます。



指揮シミュレーション訓練



長官講話



課題研究①



課題研究②



消防大学校だより

今回のコースを通じて、緊急消防援助隊都道府県大隊長の部隊指揮・運用能力は一層向上し、今後の災害時における迅速な緊急消防援助隊の部隊展開に向け、指揮隊長たちは緊急消防援助隊教育科指揮隊長コース第29回で得た知識と横の繋がりを活かし、全力で取り組んでいくことでしょう。

全国で多発している大規模災害に備え、国民の生命、身体、財産を守るために、消防隊員たちの努力と研鑽、そして連携が図れることを期待しています。

問合せ先

消防大学校教務部
TEL：0422-46-1712

令和6年度 講師派遣について

消防大学校では、都道府県の消防学校等における教育訓練の充実のため、技術的援助として、消防学校等からの要請に基づき、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っています。

令和6年度も多くの派遣要望が寄せられたところ、これに積極的に対応することとし、下表のとおり、42校126件（490時間）の講師派遣を決定しました。

なお、消防学校等における女性活躍推進のための取組（女性活躍推進に係る講義の実施、女性消防吏員のキャ

リアアップに関する先駆的な教育訓練に取り組む場合等）を行うため、消防大学校の教官等の派遣を必要とされる場合は追加で講師を派遣しますので、消防大学校教務部までご相談ください。

また、各消防学校に消防大学校の修了者リストを提供していますので、修了者を講師等として招聘するなど、積極的に連携いただくようお願いします。

今後とも、消防を取り巻く環境変化を踏まえながら、広い視野や専門的・高度な知識・技術を持ち、指導力・統率性に優れた人材の育成に取り組んでいきます。

< 講師派遣の予定 >

区分		講義内容	件数	時間数
総合教育	上級幹部科	危機管理、業務管理、管理職の役割、ハラスメント防止対策など	6	20
	中級幹部科	人事業務管理、現場指揮、消防時事、消防戦術と安全管理など	15	56
専科教育	警防科	消防戦術と安全管理、警防行政の現状と課題など	20	77
	特殊災害科	特殊災害の概論、特殊災害に対する消防活動要領など	9	33
	予防査察科	違反処理、予防査察行政の現状と課題、予防査察など	22	90
	危険物科	危険物行政の現状と課題、危険物施設に対する査察・違反処理など	6	24
	火災調査科	原因調査、事例研究、原因調査関係法規、鑑定・鑑識など	22	91
	救助科	災害救助対策、安全管理など	13	53
	救急科	救急業務の現状と課題、救急業務と法律関係など	3	9
その他		現場指揮、防火対策、安全管理など	10	37
計			126	490

問合せ先

消防大学校調査研究部
TEL：0422-46-1713



最近の報道発表（令和6年4月21日～令和6年5月20日）

<総務課>

6.4.28	令和6年春の褒章（消防関係）	令和6年春の褒章（消防関係）受章者は96名で、褒章別内訳は次のとおりです。 紅綬褒章1名 黄綬褒章6名 藍綬褒章89名 計96名
6.4.29	令和6年春の叙勲（消防関係）	令和6年春の叙勲（消防関係）受章者は627名で、勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝中綬章1名 瑞宝小綬章35名 旭日双光章4名 瑞宝双光章116名 瑞宝单光章471名 計627名

<救急企画室>

6.5.17	マイナ救急実証事業の開始	消防庁では、救急隊がマイナ保険証を活用して、傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、救急活動の迅速化・円滑化を図る取組（マイナ救急）の全国展開を進めています。 令和6年5月23日から、全国の67消防本部、合計660隊の救急隊における実証事業を順次開始することが決まりましたので、お知らせします。
--------	--------------	---

<国民保護運用室>

6.5.9	令和6年度における国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施	国民保護法に基づき、関係機関の機能確認及び相互の連携強化を行うとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を目的として、国、地方公共団体その他関係機関及び地域住民が一体となった訓練を実施します。
-------	----------------------------------	---

<広域応援室>

6.5.16	緊急消防援助隊の出動に係る総務大臣感謝状贈呈及び消防庁長官賞状等授与	令和6年能登半島地震に、緊急消防援助隊として出動した全国19都道府県大隊に対し、総務大臣から感謝状の贈呈を行うとともに、274消防本部、15県（消防防災航空隊）に対し、消防庁長官から賞状の授与を行います。 また、緊急消防援助隊として出動した消防防災ヘリコプターの安全な運航を支援した団体に対し、消防庁長官から感謝状の贈呈を行います。
--------	------------------------------------	---



最近の通知（令和6年4月21日～令和6年5月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	令和6年4月23日	各都道府県消防防災主管部局	消防庁消防・救急課	「令和5年度消防庁女性活躍ガイドブック」の作成について
消防消第122号 消防予第234号 消防危第119号	令和6年4月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 予防課長 危険物保安室長	電気施設等における警防活動時等の留意事項について
消防危第131号	令和6年5月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	既設の地下に埋設されたタンクに関するフォローアップ調査（第19回）について
消防消第138号 消防地第381号	令和6年5月15日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁 消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部 地域防災室長	消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について（通知）

広報テーマ

6 月		7 月	
① 危険物安全週間 ② 地震に対する日常の備え ③ 熱中症の予防	危険物保安室 防災課 救急企画室	① 火遊び・花火による火災の防止 ② 石油コンビナート災害の防止 ③ 台風に対する備え ④ 全国防災・危機管理トップセミナー ⑤ 住民自らによる災害への備え	予防課防災課 特殊災害室 防災課 防災課 地域防災室



地震に対する日常の備え

防災課

地震が発生した時、被害を最小限におさえるには、一人ひとりが適切に行動することが重要です。

そのためには、みなさんが日頃から地震について関心を持ち、自分の身の安全確保や非常持ち出し品などについて家庭内で話し合い、減災に取り組むことが大切です。

1. 家庭での防災会議

地震の時には、自分の身の安全確保を第一に考え、家族がその場に合った行動をとれるように日頃から情報を共有しておきましょう。

- 地震はいつ起こるかわかりません。時間帯によって誰が在宅しているかなど様々なケースを想定し、次のようなことを話し合っておきましょう。
 - ・家の中でどこが一番安全か
 - ・避難場所、避難路はどこか
 - ・非常持ち出し袋はどこに置いてあるか
 - ・住宅の耐震化や家具の転倒防止対策は十分か
- 緊急地震速報から揺れるまでは、わずかな時間しかありません。普段から身の安全を確保できる場所を確認しておきましょう。
- 住所、氏名、連絡先や血液型などの自分の情報を記載した避難カードを作成し、普段から携帯しましょう。
- 市町村が発行している防災ハザードマップなどを参考に、地域の危険な場所を把握しておきましょう。
- 海岸で強い揺れや弱くても長い揺れに襲われたら、すぐに安全な高台に避難するなど津波避難についても話し合っておきましょう。



2. 家族との連絡方法の確認

家族が離ればなれに被災した時のことを考えて、お互いの安否の確認手段を決めておきましょう。

- 自分の身の安全が確保できたら、次は家族の安否を確認しましょう。
- 被災地では、連絡手段が限られています。NTTの「災害用伝言ダイヤル171」や、携帯電話の「災害用伝言板」などの使い方を家族みんなで覚えておきましょう。

3. 備蓄品・非常持ち出し品を備える

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなることも考えられます。数日間生活できる水や食料品などの『備蓄品』を備えておきましょう。

被害によっては、避難を余儀なくされることもあります。避難する時に持ち出す『非常持ち出し品』を常備しておきましょう。

- 支援物資が届くまで時間がかかる可能性があることを考慮し、最低3日間（できれば1週間分）の飲料水や食料品を備蓄しておきましょう。
- 備蓄品は、家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものが異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを準備しておきましょう。
- 備蓄品は、消費期限などを考慮しながら、定期的にチェックし、入れ替えましょう。
- 非常持ち出し品として、飲料水、食料品、衣類、救急用品、マスク、懐中電灯など避難生活に最低限必要なものを準備しておきましょう。
- 避難先では、トイレが不足する恐れがあります。携帯できる簡易トイレを非常持ち出し品のリストに入れておきましょう。
- 非常持ち出し品は、玄関など持ち出しやすいところに準備しておきましょう。リュックサックなどを活用すれば、両手が使えて便利です。



4. 防災活動への参加

地震に備え、避難訓練などの地域の防災活動に参加しましょう。

- 地震発生時に、初期消火や救助活動を行うには、日頃からの訓練が欠かせません。
- 9月1日は防災の日で、8月30日から9月5日は防災週間です。各地域で催される防災イベント等に積極的に参加しましょう。
- 災害時に円滑に助け合いができるように、日頃から地域の防災活動に参加して、ご近所の方と協力し合える関係を築いておきましょう。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL：03-5253-7525

6月2日～8日は「危険物安全週間」

危険物保安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（令和6年度は6月2日（日）から6月8日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、都道府県、市町村、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会とともに、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進していきます。

今年度は「次世代へ つなごう無事故と 青い地球^{ほし}」を危険物安全週間推進標語としています。

令和6年度危険物安全週間推進ポスター



消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全週間推進標語が記されています。

モデル：野口 聡一 さん（宇宙飛行士）

■ 都道府県・市町村等の実施事項

1. 危険物施設における保安体制の整備促進

危険物関係事業所等による安全確保に向けた体制作りや災害に備えた事前計画の作成等多様な機会を通じて、危険物施設における保安体制の整備促進につなげていきます。

2. 危険物に関する知識の啓発普及

新聞、広告紙、インターネット等による広報、ポスターやリーフレットの配布等を通じて、危険物の保安に対する意識を啓発するとともに、危険物の取り扱いに伴う火災の危険性や危険物を安全に取り扱うための知識を周知します。

3. 危険物保安功労者の表彰

危険物の保安に関して功績のあった個人、危険物関係事業所等への表彰状の贈呈等を行います。

■ 危険物安全大会について

令和6年度危険物安全大会が6月3日（月）に開催され、危険物保安功労者表彰や優良危険物関係事業所表彰等を行います。

問合せ先

消防庁危険物保安室企画係 若菜・田中
TEL：03-5253-7524

熱中症の予防についてのお知らせ

救急企画室

1. はじめに

全国では毎年、非常に多くの方が熱中症により救急搬送されています。令和5年は、5月から9月までの全国における熱中症による救急搬送人員の合計が91,467人となり、調査開始以降で過去最多となった平成30年の95,137人に迫り、過去2番目に多い搬送人員となりました。非常に厳しい暑さが長期間にわたって続き、5月から7月及び9月がそれぞれの月で過去2番目、8月が過去3番目の搬送人員となりました。

熱中症は、正しい知識を身につけることで、未然に防ぐことができます。こまめな水分補給や、適切なエアコンの使用など、一人一人が熱中症予防を心がけていただくようお願いします。

また、令和6年4月24日から、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に「熱中症特別警戒アラート」が発表されます。熱中症特別警戒アラートの発表地域では、自発的な熱中症予防行動を積極的に行っていただくとともに、家族や周囲の方々への見守りや声かけなどを行ってください。

2. 熱中症について

(1) 熱中症のしくみ

熱中症は、温度や湿度が高い中で、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、立ちくらみ、頭痛、吐き気、ひどいときには、けいれんや意識をなくすなど、様々な障害をおこす症状のことをいい、最悪の場合は死に至ることがあります。

(2) 子どもの特徴

子どもは、汗をかくなどの体温調節機能が未発達のため、体に熱がこもりやすくなります。

また、体に異変が起きても気づかないことがあるため、周囲の大人が気にかける必要があります。

(3) 高齢者の特徴

高齢者は、若年者に比べ体内の水分量が少ないため、こまめに水分補給を行う必要があります。

また、加齢により、暑さや喉の渇きに対する感覚が鈍くなるとともに、体に熱がたまりやすく、暑いときには若年者よりも循環器系への負担が大きくなるため注意が必要です。

3. 熱中症にならないために心がけること

熱中症になるのを防ぐために、以下の項目に心がけましょう。



4. 熱中症予防啓発

消防庁では、熱中症予防のための様々な予防啓発コンテンツや熱中症搬送状況等の情報をホームページやX（旧Twitter）などで発信しています。

昨年度は、熱中症予防啓発の動画とポスターを作成しました。今年度も引き続き、全国の消防本部と連携を図りながら、予防啓発に努めていきたいと考えています。

5. おわりに

熱中症は正しい知識を身につけることで、未然に防ぐことが可能です。これから夏が近づいてきますので、熱中症の予防に御協力をお願いします。

問合せ先

消防庁救急企画室
TEL：03-5253-7529

2024年度全国統一防火標語

守りたい 未来があるから 火の用心

山崎玲奈

日本損害保険協会は、「防火ポスターの作成」や「自治体・離島への軽消防自動車の寄贈」を通じて、全国の防災・防火力強化を図っています。

一般社団法人
日本損害保険協会

防災に関する
情報はコチラ



後援：
FDMA
総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

住宅用火災警報器は点検・交換が必要です。

住宅防火の
ポイントは
コチラ



一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社(2024年4月1日現在)
あいおいニッセイ同和損保/アイベット損保/アクサダイレクト/アニコム損保/イーデザイン損保/AIG損保/エイチ・エス損保/SBI損保/au損保/キャピタル損保/共栄火災/さくら損保/ジェイアイ/セコム損保/セゾン自動車火災/
全額協利いわ損保/ソニー損保/損保ジャパン/大同火災/東京海上日動/トーア再保険/日新火災/日本地震/ベイト&ファミリー損保/三井住友海上/三井ダイレクト損保/明治安田損保/楽天損保/レスキュー損保

地震による火災は、火災保険では補償されません。地震保険で備えましょう。